

公益財団法人東京防災救急協会コンプライアンス行動指針

項番	項目	職員の心構え
【行動指針Ⅰ】	東京都政策連携団体の一員であることを常に認識し、規範意識を高く持ち、創造的かつ自律的に行動する。	<p>1 法令順守と職責の自覚</p> <p>(1) 法令はもとより業務執行のために協会内で定められた各種ルールや組織で決定した方針等を遵守し、都民のニーズや信頼、期待に応じていくよう努める。</p> <p>(2) 職責を自覚し、誠実、公正に職務を遂行する。</p> <p>2 自律的改革</p> <p>(1) 職員や現場の意見を積極的に取り入れることや組織の課題・都民のニーズに目を向けることにより、真に都民が求めるサービスを職場において提案していく。</p> <p>(2) 職員相互に活発にコミュニケーションをとり、それぞれの立場を尊重したうえで、組織目標達成のためにチームプレーを心がける。</p> <p>(3) 明るく活力ある職場を目指すため、いかなる理由があってもすべてのハラスメントの根絶を目指す。</p> <p>3 ライフ・ワーク・バランスの実践</p> <p>ライフ・ワーク・バランスを実践しながら、職務に取組み、生活体験の中から得られる多様な知識・経験を業務に生かしていく。</p>
【行動指針Ⅱ】	質の高いサービスを確実かつ効果的に提供する。	<p>1 より良い適正な業務執行</p> <p>(1) 担当職務を遂行する上で必要な知識を身に付け適正な業務を推進する。</p> <p>(2) 業務を円滑に推進するため、報告・連絡・相談を随時、適切に行い、特に組織に与える影響が大きいほど迅速・的確に上司に報告し、組織内部で必ず情報を共有する。</p> <p>2 文書・個人情報の適正管理</p> <p>(1) 事案の決定における文書主義を理解し、文書を適正に管理する。保存期間を経過したものは、組織的な意思決定を経たうえで、適正に廃棄する。</p> <p>(2) 個人情報を含む重要情報の紛失や漏洩等の事故が起きれば、組織として大きな損害となり、信頼の失墜をも招くことを意識する。</p> <p>3 厳正な公金の取扱い</p> <p>(1) 契約や会計等の事務に携わる職員にあっては、金銭の収入・支出するに当たって、事務処理を厳正</p>

		<p>かつ適正に行う。</p> <p>(2) 常に最小の経費で最大の効果をあげることに心がけ、サービスの向上に向けて取り組む。</p>
【行動指針Ⅲ】	あらゆる業務に対し、誠実・公正な対応を徹底する。	<p>1 公平・公正な業務執行 職務に対して厳正な態度で臨むことが要求されることから、事務処理や各種講習では公平・公正な対応を心がける。</p> <p>2 相手の立場に立った対応 (1) 「相手にとって分かりやすい説明になっているか、説明を尽くしているか、誤解を招かないか」を常に意識し、一方的な説明ではなく、相手の理解を得るための努力をする。 (2) 対応に当たっては、職員一人一人が「自分が相手の立場に立った時にどう感じるか」を意識し、常に相手を尊重した行動に努める。</p> <p>3 情報の共有化 外部からの意見、相談、要望等は、「よりよいサービス向上に結び付く貴重な情報源である」ということを認識し、情報を組織内で共有するとともに、積極的に事業に反映させていく。</p>